

平成30年4月20日
文部科学省
生涯学習政策局青少年教育課

「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」（案）
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」（案）について、平成30年3月20日から平成30年4月2日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計103件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年4月20日

**「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」(案)
に関するパブリックコメントの結果について**

○意見数 103件

※同内容の意見が複数ある場合は、まとめて掲載しています。

	意見概要	文部科学省の考え方
1. 公立図書館について		
1	ボランティア登録制度を設けている図書館については、その割合を踏まえると、「横ばい」という表現の方が適切である。	図書館数を基本とした表現をしております。
2	図書館の役割について、「お話し会」を例示に加えるべきである。	いただいた御意見をもとに、「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(平成30年3月)も踏まえて追記いたしました(P.14)。
3	都道府県の役割について、「図書館未設置の市町村に対し図書館設置を促し、」を加えるべきである。	御指摘と同等の記載をさせて頂いております。(P.15)
4	図書館における障害のある子供のための諸条件の整備・充実の例示として、「DAISY」や「布の絵本」を追加すべきである。	他の資料等も読み込めるよう「点字資料, 大活字本, 録音資料, 手話や字幕入りの映像資料等」と望ましい基準と同様の表記としています。
5	図書館の役割や図書館の司書が学校を訪問して行う業務のうち、「読み聞かせ」は全体のうちの一部であり、ほかにたくさんの業務を担っていることが分かるよう、他の例示も加えるべきである。	御指摘のとおり、図書館の役割や司書の業務は様々であるところ、読み聞かせが広く行われている代表的な取組であることを踏まえつつ他の取組も読み込めるよう、「読み聞かせを行うなど」としています(P.17)。
6	図書館が学校図書館等と連携・協力して行う取組の例示について、情報資源を組織化し、情報リテラシーのための図書館として子供の情報活用能力を育成するため、「読み聞かせを行うなど」を、「ブックトークの支援を行うなど」のような書きぶりにすべきである。	図書館が学校図書館等との連携・協力して行う取組は様々であるところ、読み聞かせが広く行われている代表的な取組であることを踏まえつつブックトークなど他の取組も読み込めるよう、「読み聞かせなど」としています(P.17)。
7	図書館が学校図書館等と連携・協力して行う取組の例示として、ビブリオバトルも追加すべきである。	図書館が学校図書館等との連携・協力して行う取組は様々であるところ、読み聞かせが広く行われている代表的な取組であることを踏まえつつビブリオバトルなど他の取組も読み込めるよう、「読み聞かせなど」としています(P.17)。
8	図書館の正規職員化を進め、適切な配置・雇用に努めるべきである。	
9	市町村推進計画の策定率目標を引き続き目指す必要がある。公共図書館が設置されていないことが、計画未策定のひとつの理由と答えているところがあることを踏まえ、公共図書館に関しても、学校図書館と同様な整備推進5か年計画の策定を行うべきである。	今後の施策検討の参考とさせていただきます。

2. 学校図書館について		
1	高校でも朝の読書ができるように、制度を整えるべきである。	
2	学校図書館図書標準に高等学校が含まれていないことが課題となっている旨の記載を加えるべきである。	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
3	学校図書館図書標準に加え、学習指導要領にも対応した蔵書基準を策定し、蔵書構成の充実を図るべきである。また、廃棄基準の明確化も図るべきである。	24ページに記載のとおり、学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要であることから、地方交付税措置等を通じて、新たな図書等の購入及び情報が古くなった図書等の更新を図ってまいります。また、「学校図書館ガイドライン」において、各学校において、図書館資料の選定基準、廃棄基準を定めることが望ましいとしています。
4	「第4章 子供の読書活動の推進方策 IV 学校等における取組 2 小学校、中学校、高等学校等 (3) 学校図書館 ②学校図書館の取組 ア 学校図書館資料の整備・充実」の部分の「公共図書館や他の学校図書館」を「公共図書館、学校図書館支援センター及びその他の学校図書館」に改めるべきである。	学校図書館資料については、「学校図書館ガイドライン」においても公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借等について記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、同ガイドラインにおいて、「学校図書館の運営」の項で「学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。」としています。
5	学校図書館の電子図書館化を早急に検討すべきである。	
6	学校図書館蔵書のデータベース化に向けて、交付税措置の増額等の積極的な支援策を打ち出すべきである。	25～26ページに記載のとおり、学校図書館の情報化を図ってまいります。
7	学校図書館の人的配置を充実させるべきである。	学校図書館の人的体制については、26～28ページに記載しているところであり、充実を図ってまいります。
8	学校図書館の人的体制について、「校長は学校図書館の館長としての役割も担っており」ではなく、「校長をはじめとする管理職が学校図書館の機能を理解することは重要である。」とすべきである。	校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があり、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効であると考えています。同時に「学校図書館ガイドライン」においては、校長等の管理職、司書教諭や教諭、学校司書等がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、連携・協力することが望ましい旨を記載しています。
9	国として人件費の手当等の予算措置を採ることにより、全ての学校に司書教諭及び学校司書が配置される施策等を実行すべきである。	
10	学校図書館専任専門の職員を児童生徒への指導ができる教育職員として定数法に位置づけ、必置にすべきである。	27～28ページに記載のとおり、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、地方交付税措置等を通じた学校司書の配置充実を図ってまいります。
11	司書教諭に対する加配措置等を図る記述を追加すべきである。	

12	司書教諭の授業軽減措置を進めるべきである。	27ページに記載のとおり、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図ることで、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間の確保を図ってまいります。
13	第4章のⅣの2の(4)の②学校司書の配置の1つ目の段落の3行目について、「連携しながら、」の後に「子供たちが本と楽しく出会うことができる図書館づくり及び」を加えるべきである。	26ページに「子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要」と記載しており、27ページの「多様な読書活動を企画・充実したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったり」することは御指摘の趣旨を含むものです。
14	学校司書の配置に関し、「都道府県・市町村によっては、1校に1名、有資格の学校司書配置を実現しているところがある。」という記載を加えるべきである。	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
15	学校司書の雇用条件等を改善し、安定して生活を維持できる職業とすべきであり、「適切な雇用」も明記すべきである。	
16	直接雇用の学校司書の配置を進めるべきであり、学校の状況をふまえた計画的な採用の実施を学校設置者に求める記述を追加するべきである。	
17	学校司書について、正規職員としての身分を保障すべきであり、正規職員化のための予算措置等を図る記述を追加すべきである。	
18	学校司書の「子供と本を結ぶ役割」が十分に果たせるよう、勤務時間の確保(1日7～8時間)とPCとプリンター、インターネットを自由に使える環境を整えることが必要である。	
19	学校司書の養成機関が少ないため、国として補助するような制度を実現すべきである。	

3. その他		
1	文の構成について、理解しやすくするため、「目的」「計画」「背景」「基本的方針」の順に整理すべきである。	計画案の構成については、第三次基本計画との整合性等も踏まえて検討した上で、現在のような案としております。
2	読書の目的、定義、成果が何であり、どのような読書活動が効果的かを明確にした上で政策を実行していく必要がある。	1ページの「はじめに」や6ページの「第2章基本的方針」等において、目的、考えられる読書活動の成果、効果等について記載しています。
3	読書で養われるのは「創造力」よりも「想像力」のほうが大きいと考える。	子どもの読書活動の推進に関する法律第2条の基本理念において「…創造力を豊かなものにし」という定めがあり、これに基づいた表現としています。
4	「第1章のIの2 学校等における取組(4)」で取り上げている得点の数値はOECD生徒の学習到達度調査(PISA)が出典と思われるのでその出典を明記すべきである。	注釈4において記載しています(P.2)。
5	子供の読書活動を取り巻く環境の変化について、「子供の貧困、書店の減少」を記載するとともに、それを踏まえた取組を記載すべきである。	御指摘の点は重要であると認識しており、貧困や書店の減少といった子供を取り巻く環境にかかわらず、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に定めるように「子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」環境整備を進めてまいります。
6	「第2章 I 子供の読書活動に関する課題」2段落目文末の「複雑な状況変化の中で目的を再構築できる」「社会状況が複雑に変化する中で、目標を再設定できる」とすべきである。	御指摘の箇所については、学習指導要領解説中の表現を踏まえた記載としています。
7	不読率の数値目標は取り下げる、または第三次基本計画の数値目標を見直し、実現可能な数値目標を新たに掲げるべきである。	第三次基本計画において定めた目標を引き続き定めているものです。
8	一部の県は読書計画を教育基本計画の中に取り込んでおり、その中で一体的に示しているため、「全都道府県において都道府県計画が策定されているが」「ほとんど全ての都道府県において都道府県計画が策定されているが」とすべきである。	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条については、法の趣旨を踏まえた上でこのように地域の実情に応じ工夫した運用を全く排除するものではないため、10ページのような表現としています。
9	読書推進においても電子書籍の利用は非常に有効だと考える。紙と電子の両面からの読書への多様なアプローチについて明示すべきである。	電子書籍による読書活動の充実の可能性も含め、本計画期間中において、国は、情報通信手段・情報環境の変化による読書活動への影響等について、実態把握と分析を行うこととしています(10～11ページ)。
10	発達段階別の読書の目的・成果の記述について、発達段階別に育成すべき能力と読書との関係を明確化した形に統一すべきである。	御指摘の箇所については、「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(平成30年3月)を引用したものです。
11	幼稚園、保育所の時期の発達状態に応じた取組について、わらべうた等の他の例示も追加すべきである。	
12	家庭における読書を支援する取組に関する関係機関の連携については、保育所や幼稚園も主体の例示に加えるべきである。	幼稚園は「学校」に、保育園は「…民間企業等」に含まれています(P.13)。

13	家庭における読書を支援する取組の例示について、幅広い活動が読み込める表現とすべきである。	御指摘を踏まえ、「このような取組が更に推進されることが望まれる」を「これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる」と修正しました(P.14)。
14	「ブックスタート」の説明に、「親子のコミュニケーションを図る活動」であることを加えるべきである。	御指摘を踏まえ、「家族のコミュニケーションを促す活動」を追記しました(P.14)。
15	家庭における読書を支援する取組、幼稚園、保育所等における取組、学校等における取組それぞれについて、定期的な本の貸出制度に関する記述を追記すべきである。	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
16	放課後児童クラブ等、いわゆる学童保育の場において、積極的な働きかけをしていける体制(本の用意、読書活動を推進していける人材養成等)を早急に整備すべきである。	
17	障害のある子供のための諸条件の整備・充実に関する取組について、「手話・筆談等」に加えて「要約筆記」を加えるべきである。	障害のある子供のための諸条件の整備・充実については、様々な取組があり得るため、「…手話・筆談等」という表現としており(16ページ)、要約筆記もこれに含まれるものです。
18	「絵本専門士」の資格がなくとも、もっと深く学んでいる人はたくさんおり、例として挙げるのが適当か。	18ページでは、絵本専門士のみならず、「専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい」としています。
19	「絵本専門士」という資格がなくてもボランティアができないという文脈に取られないようにすべきである。	
20	幼稚園、保育所等における取組の例示に「わらべうた」を加えるべきである。	御指摘の箇所については、幼稚園教育要領等の表現を踏まえ、子供の読書活動推進のための代表的なものを例示した記載としています。
21	基本的に、読書に関する子供側の「やる気」を喚起するには、「親・教員側からの強制があってはいけない」という点が重要であることから、大人目線での「強制的な学習」を排除する方針を組み込むべき。	子どもの読書活動の推進に関する法律第2条において「自主的に読書活動を行うことができるよう」との定めがあり、これに基づき本計画を策定しているところです。第四次基本計画においても、子供の読書への関心を高めるためには、親・教員からの強制ではなく、子供同士での取組が有効と考えられる旨記載しています(28ページ)。
22	ビブリオ・バトルは本を紹介する側も、聞いてどちらを読みたいかを選ぶ側も知的な集中力を必要とするものであり、「ゲーム感覚」という言葉はふさわしくない。	楽しみながら本に興味関心を持つことができるという趣旨で「ゲーム感覚」と表現したものです。
23	子供たちに司書の仕事についての誤ったイメージを与える懸念があるため、「子供司書」を削除すべきである。	自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出す活動の一例として挙げています(P.30)

24	特に、義務教育課程以外(幼児、高校)について、具体的な予算措置を伴った施策の充実を図ることにより、計画で定めるように乳幼児期から高校までを一貫した取り組みが可能になるものとする。	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
25	読書活動の推進に取り組む各実施団体等の自由な活動や主体性を損なうことはあってはならないと思うが、一方で、関連する読書推進活動との連携を図る上でも、一定の指針や数値目標の策定について、各実施団体の意見を十分に聞きつつ検討していくことが望ましい。	
26	ひとりでも多くの子供たちが読書を魅力的なものと思えるようにするために、多種多様な情報の内容、情報発信の方法、情報へのアクセスの方法が不可欠である。国や地方自治体は、情報発信の多様化に対応できる財源や人的資源の確保についても検討すべきである。	
27	子供が新しい本を創作する作者の営みに関心を持ち、その創作の努力への敬意を持つことも、本の持つ魅力に気づかせる大きな力になると考える。それは、ひいては子供たちに幼いころから著作権を尊重する意識を育てることにもつながると考える。	
28	児童が積極的に読書をする環境は十分に整っているとは言えず、低学年からの丁寧な読書への誘い、支援が必要である。	本計画においては、乳幼児期からの読書活動について、家庭、地域、学校等が連携・協力し取り組んでいくこととしております。
29	スマホの利用時間制限や、部活休みの増等、子供のゆとり時間の創出が大事である。	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
30	アナログである書籍を活用する思考ばかり優先せずデジタル書籍に関して目を向けるべきである。	
31	今後の読書活動においては、「電子書籍」を積極的に利用した形の読書も増やすべきである。	
32	今後はより一層、「情報通信技術を活用」する具体的な事例を示しつつ、読書振興の現場で各種情報ツール類を利活用可能な状況に進めていけるような議論を期待する。また、議論の過程で「情報化社会における『読書』の再定義」といった部分も多様な意見交換がなされることを期待する。	